三　第三項に規定するもの	防火対象物の階ごとに、危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分
四　第四項に規定するもの	防火対象物の階ごとに、電気設備のある場所の各部分
［7　略］	［7　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第三十条第三項第一号、第四十四条第一項及び第四項、第四十五条第二号、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1～7　（略）

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
（略）	（略）	（略）	（略）
防水施工科	建設一般		
	製図		
	関係法規		
	安全衛生		
	次の科目のうち必要とするもの		
	アスファルト防水施工法		
	ウレタンゴム系塗膜防水施工法		
	アクリルゴム系塗膜防水施工法		
	合成ゴム系シート防水施工法		
	塩化ビニル系シート防水施工法		
	セメント系防水施工法		
	シーリング防水施工法		
	改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法		

改正前

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1～7　（略）

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
（略）	（略）	（略）	（略）
防水施工科	建設一般		
	製図		
	関係法規		
	安全衛生		
	次の科目のうち必要とするもの		
	アスファルト防水施工法		
	ウレタンゴム系塗膜防水施工法		
	アクリルゴム系塗膜防水施工法		
	合成ゴム系シート防水施工法		
	塩化ビニル系シート防水施工法		
	セメント系防水施工法		
	シーリング防水施工法		
	改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法		